

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案新旧対照条文

○ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府令・建設省令第三号）

		改正後			改正前		
別表第一（第二条関係） 案内標識		別表第一（第二条関係） 案内標識			別表第一（第二条関係） 案内標識		
警戒標識		警戒標識			警戒標識		
〔略〕		〔略〕			〔同上〕		
〔略〕		〔同上〕			〔同上〕		
規制標識		規制標識			規制標識		
種類	番号	表示する意味	設置場所	種類	番号	表示する意味	設置場所
〔略〕				〔同上〕			
道優前 路先方	徐行	道路法第四十六条第一項若しくは第四十七条第三項若しくは車両制限令第十条の規定に基づき、又は交通法第四十二条の道路標識により、車両及び路面電車が徐行すべきことを指定すること。	車両及び路面電車が徐行すべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端	道優前 路先方	徐行	道路法第四十六条第一項若しくは第四十七条第三項若しくは車両制限令第十条の規定に基づき、又は交通法第四十二条の道路標識により、車両及び路面電車が徐行すべきことを指定すること。	車両及び路面電車が徐行すべきことを指定する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における左側の路端
9の2-A・B)	(329-A・B)			(329の2)	(329)		
交通法第三十六条第二項の道路標識により、当該道路と交差する前方の道路を優先道路と	優先道路と交差する道路の手前の必要な地点における左側の路端			交通法第三十六条第二項の道路標識により、当該道路と交差する前方の道路を優先道路と	優先道路と交差する道路の手前の必要な地点における左側の路端		

別表第二(第三条関係) 案内標識 [略] 警戒標識 [略] 規制標識 [略]	指示標識 [略]	補助標識 [略]	備考 [略]	一時停止	(32)	して指定すること。	交通法第四十三条の道路標識により、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定すること。	車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定する交差点又はその手前の直近の必要な地点における路端
				(330—A・B)				
				して指定すること。				

別表第二(第三条関係) 案内標識 [同上] 警戒標識 [同上] 規制標識 [同上]	指示標識 [同上]	補助標識 [同上]	備考 [同上]	一時停止	(330)	して指定すること。	交通法第四十三条の道路標識により、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定すること。	車両及び路面電車が一時停止すべきことを指定する交差点又はその手前の直近の必要な地点における路端
				(330)				
				して指定すること。				

<p>一時停止</p> <p>(330—A)</p>		<p>前方優先道路 徐行</p> <p>(329の2—A) (329—A)</p>
<p>一時停止</p> <p>(330—B)</p>		<p>前方優先道路 徐行</p> <p>(329の2—B) (329—B)</p>

<p>一時停止</p> <p>(330)</p>		<p>前方優先道路 徐行</p> <p>(329の2) (329)</p>
--------------------------	--	---------------------------------------

備考 表中の「」の記載は注記である。

備考

備考

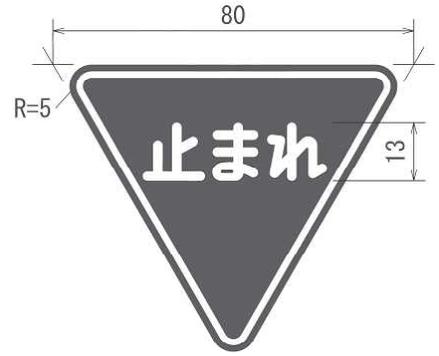
補助標識

指示標識

備考

備考

備考



備考

備考

補助標識

指示標識

備考

備考

備考

